

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>貯蔵品 建設資材等は個別法による原価法によっております。 貯蔵物品は後入先出法による原価法によっております。</p>
<p>2 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 なお、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
<p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 道路建設関係社債発行差金 社債償還期限にわたって均等額を償却しております。</p>

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) ハイウェイカード損失補填引当金

ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(7) マイレージ割引引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

5 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更)

当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準第 5号) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準適用指針第 8号) を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,825百万円であります。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準第 1号) 及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準適用指針第 2号) を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 8月11日 実務対応報告第 1号) を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、道路建設関係社債発行差金44百万円は、当中間会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p>

(追加情報)

当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
<p>当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当中間会計期間より、内規に基づく中間会計期間末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>これにより、当中間会計期間の発生額の内 5百万円を販売費及び一般管理費に、1百万円を仕掛道路資産に計上し、過年度分相当額 5百万円を特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、営業利益及び経常利益は 5百万円、税引前中間純利益は11百万円減少しております。</p>